

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 3 回定例
5 月 23 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 5 月 23 日に教育委員会第 3 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 30 年 5 月 23 日（水） 開会 13 時 30 分
閉会 15 時 20 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 藤 井 明
委 員 加 藤 百 合 子
委 員 伊 東 幸 宏

事務局（説明員） 鈴 木 一 吉 教育部長
松 井 和 子 教育監
渋谷 浩 史 理事（総括担当）
赤 石 達 彦 理事兼社会教育課長
若 月 伸 隆 教育総務課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
木 野 雅 弘 財務課長
須 山 智 佐 子 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
名 雪 元 健康体育課長
中 川 好 広 文化財保護課長
山 田 貞 己 静岡教育事務所長
太 田 修 司 静岡西教育事務所長
三 科 守 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長

4 その他

- (1) 第 2、3 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

第 2 号議案 平成 30 年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱

教 育 長： 第 2 号議案「平成 30 年度静岡県教員育成協議会委員の委嘱」について、赤堀教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 毎回同じような質問をしているが、継続となる委員はそれぞれ何年目となるか。

教育政策課長： 静岡県教員育成協議会は昨年から開始となっているため、継続の委員は全て2年目である。

藤 井 委 員： これも毎回似たような指摘をしているが、委員名簿を見ると全て教育分野の当事者となっている。当事者だけでは、経験則や慣習によって新しい観点が入りにくくなる。非当事者の外部目線というものも大事であるため、少なくとも1名は外部の人をいれるべきである。今回の委員委嘱について反映させるのは難しいと思うが、来年度以降はこの点も踏まえて委嘱する委員を検討して欲しい。

教育政策課長： 協議会の趣旨目的上、協議会の構成員は協議の結果を尊重しなければならないという条文があり、協議で固まったものを尊重できるのは教育現場の関係者となることから、こういった構成となっている。外部からオブザーバーを招いて議論をすることも協議会では認められているため、そういった形で外部の声を取り入れていくことは可能である。

藤 井 委 員： 協議会で出した結論を尊重するというのは、しっかり議論を行った上で答えを出せばいいため、外部の方がいることにより条文に反するということはないように思う。また、別の定めにより必要に応じて外部の人を招くことはできるとのことだが、それが自発的にできるようであれば、そういった指摘はない。検討過程のなかで、極力外部の目線から指摘ができる人がいたほうが望ましい。

斉 藤 委 員： 設置要綱を見ると、第3条第2項で「教育長が必要と認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる」とされているため、オブザーバーではなく委員とすることもできるのではないか。

人材開発・育成に関するプロは、一般にもたくさん見受けられるため、そういう方の御意見を聞くことも重要であるため、設置要綱の運用の中で任用できるのであれば検討して欲しい。

教育政策課長： 外部のノウハウを有する方に担当レベルで意見をいただいて、協議会へのフィードバックを行っている。

渡 邊 委 員： 資料4ページの3 協議内容にあるとおり、「教員研修計画での現場での活用」という段階に入っていると思うが、作成した計画が現場目線でどのように実施されていくかは、しっかりと見ていく必要がある。

先日参加した1都9県教育委員会全委員協議会の中でも、働き方改革について協議が行われたが、長時間頑張っている先生を表彰するような制度を充実させるべきだという意見も見られ、『現場の先生が頑張っている』ということに対して、教育現場関係者の強い思い入れを感じた。協議会の話し合いのポイントで、外部の目からの意見を取り入れ、各委員さんに情報提供をすることは非常に重要であると思われるため、事務局がこの役割を果たして欲しい。

伊 東 委 員： 今後の参考として述べるが、静岡大学から教育学部長が委員として選出されているが、公立中学校の教員養成という点においては、確かに教育学部が大きなボリュームとなるが、高等学校の教員であれば、校種によっては、理学部、人文学部、工学部、農学部といったところが適任になるかと思う。この場合、教育学部長から理学部長に何かを伝えるというのは、非常にやりにくい部分がある。学部長よりも教育担当の理事のほうが良い。常葉大学を見ても、全研究科を統括する研究科長が選ばれており、こういった立場の方がふさわしいように思う。

教育政策課長： 資料4ページの4部会設置の中に記載がある養成部会において、県内の大学関係者に入っていただき、様々な意見をいただくという形にはしているが、伊東委員の御指摘については、今後の参考としたい。

伊 東 委 員： 教育委員会の相手は教員養成学部と考えないほうが良いと思う。大学本体とコミュニケーションを取っていくほうが良い。

教 育 長： ディスカッションする項目によって、担当する学部を検討するよう参考にする。各委員からいただいた意見を参考にしながら、中身を充実させていくよう尽力する。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第2号議案は原案どおり可決する。

第3号議案 知事の権限に属する事務の補助執行協議について

教 育 長： 第3号議案「知事の権限に属する事務の補助執行協議」について、赤石社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 補助執行ということは、あくまで補助的に執行する立場ということで、これまでは補助執行部分も含めて、知事部局が行っていたのか。

社会教育課長： これまでも教育委員会が行っていた。

藤 井 委 員： 補助執行ということだが、本来の執行者は誰になるのか。

社会教育課長： 知事である。

藤 井 委 員： 形式的な執行者は知事であるが、これまでも実務は教育委員会が行っていた。今回の補助執行協議というのは実体に合わせるものということで良いか。

教 育 部 長： 「静岡県子どもいじめ防止条例」「静岡県家庭教育支援条例」共に、報告者は知事と定められており、教育委員会の権限ではない。

ただし、いじめや家庭教育支援については、教育委員会が実質担っているため、これまでも、正式な協議の前から議会への報告は教育委員会が主体として行ってきた。今回この件について、正式に文書で協議があったため、実態にあわせて補助執行に応じるというものである。

齊 藤 委 員： 議会の報告というのは文書で行うのか。

- 教 育 部 長： そうである。通常2月議会または6月議会で、今年度若しくは昨年度の取組みや実績について報告を行う。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 第3号議案は原案どおり可決する。

報告事項1 平成29年度教職員の健康診断結果及び休職者の状況等

- 教 育 長： 報告事項1「平成29年度教職員の健康診断結果及び休職者の状況等」について、須山福利課長より説明願う。
- 福 利 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 加 藤 委 員： カウンセリングに関して、個人を特定できないようにした上で、個人の特徴や話した言葉を溜めたデータを分析することで、『兆し』に気付けるようになることもある。こういったいいサポートがあるので、大切にデータを蓄積して欲しい。
- 福 利 課 長： 個人を特定するようなことはないが、校種や男女別などのデータは、カウンセリングを受ける方から答えていただける範囲で積み上げを行っている。
- 教 育 長： 全体数が多いこともあるが、休職者が多いことは気になっている。特に教職について2年目くらいの方は相当ストレスを感じているようである。こういった悩みは素直に話しにくい面があると思うが、教職員サポートルームの相談員は元教職者であるため、効果が上がっているように思う。
- 渡 邊 委 員： 採用2年目の教職員に対するサポートということであるため、加藤委員の意見にもあったように、データを積み上げることで、2年目を迎えた先生は、どういったことに対して負担を感じるのかといった傾向が分かるようになるのではないかと。データの分析結果を指導する先生たちに周知する等により、先回りをしてサポートするような体制作りを心掛けていただきたい。
- また、精神疾患による休職者が169人ということだが、恐らく予備軍の数はこの数倍に昇るのではないかと思う。休職前のところで頑張っている先生方をどうやってフォローしていくのかというのが今後の課題であると思う。
- 福 利 課 長： 4月の県立の校長会と小中学校の校長会で、採用2年目の方の面談での状況を取り纏めたものを配布して、傾向や配慮を要する点について情報提供を行っている。
- 斉 藤 委 員： 教員の健康状態は、働き方改革を考える上で非常に大事な要素であるため、やはりデータの積み上げは大事なことであると思う。配布された資料を見ると、長期休業者が年々減っていったのはいいことであると思う。
- 藤 井 委 員： 大きい組織の括りでデータをとることも大事だが、もう少し細分化し

た組織のデータを取らなければ、実態が見えない。そういった点で工夫の余地はある。

伊 東 委 員： 市町で実施しているストレスチェックの結果について、県教育委員会は把握しているか。

福 利 課 長： 把握していない。

藤 井 委 員： なぜ把握していないのか。県全体の教育関係者のストレスがどのような状況にあるのかというデータをしっかり集積して分析をするべきである。

教 育 部 長： 市町のデータについては、市町教育委員会が管理しているため、データのやり取りについても可能となるような関係を作れるようにしたい。

渡 邊 委 員： 皆の健康のためなので、お互いに協力しましょうというような前向きな協力体制を作って欲しい。

藤 井 委 員： 各自治体ごとのデータに差異が見られる場合、ここを分析することで、良い結果が出ている自治体の効果的な取組みが分かることもある。

教 育 長： すぐに全ての市町とデータのやり取りをすることは難しいと思うが、今後検討していきたい。

教 育 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成30年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。